

郵便入札について

1. 入札書の送付先

郵便番号 510-8601

四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所 調達契約課行

2. 郵送方法

不着の問題を防止するため、**差出日・届いた日が追跡・証明できる郵便**（特定記録郵便・簡易書留郵便・一般書留郵便のいずれか）で郵送してください。

3. 入札書の書き方

入札書には、所定の事項を記載してください。

日付は、入札日を記載してください。郵便局への差出日とは異なりますので注意してください。入札日の記載が誤っている場合、無効となります。

4. 入札書の到着期限

入札日前日（前日が閉庁日の場合は、前開庁日）までに四日市市役所調達契約課に届くようにしてください。期日までに届かなかった場合は、無効となります。

（郵便局から四日市市役所の文書集配部署に配達されたのち、各部署あてに仕分けが行われますので、到着まで時間がかかります。余裕をもって届くようにしてください。）

5. 郵便封筒記載事項

封筒には、**入札日・入札時間・件名・入札者（住所・氏名）**を漏れなくご記入のうえ、「入札書在中」と表示してください。封筒に必要な事項の記載がないことにより、入札者及び入札件名の特定が難しいものは、無効となります。

なお、封筒に押印・割印は不要です。

6. 入札回数

入札回数は、**2回まで**とします。

一般競争入札参加者の注意事項

1 はじめに

この入札参加者の注意事項は、賃貸借契約の締結について、四日市市が行う一般競争入札に参加する事業者（以下「入札参加者」という。）が、守るべき事項等が記載されています。入札参加者は、四日市市契約施行規則（昭和 39 年四日市市規則第 12 号）その他関係法令及びこの注意事項の内容を十分理解して入札に参加してください。

2 公告、業務内容の確認

入札参加者は一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格があると決定されたときは、公告及び仕様書その他業務内容を示す資料を確認し、当該入札案件の入札条件や契約条件など十分理解したうえで入札に参加するようにしてください。

入札案件について、規格・納入場所・納入期限など仕様書についての質問事項や入札執行上の質問事項については、早め（期限があるときは期限まで）に、調達契約課の事務担当者までお問い合わせください。

3 入札参加資格の取消

入札参加資格があると決定された者が次の各号の一に該当するときは、この者に対して行った入札参加者資格の決定は、特別の理由がある場合を除いて、これを取り消します。

- (1) 契約を締結する能力を有しないとき。
- (2) 破産の宣告を受けたとき。
- (3) 営業不振のため不渡手形を発行したとき。
- (4) 贈賄その他不正行為により起訴されたとき。
- (5) 他の競争入札においてその執行を妨げたとき。
- (6) 他の競争入札において公正な価格を害したとき。
- (7) 他の競争入札において談合（連合）又はそれに類する行為をしたとき。
- (8) その他競争入札に参加させることが不相当となったとき。

4 入札書の記載等

- (1) 入札書は、指定された期限までに四日市市役所調達契約課に届くよう、特定記録郵便・簡易書留郵便・一般書留郵便のいずれかの方法で郵送してください。
- (2) 入札書の金額は、アラビア数字によるものとし、文字はかい書で記載してください。なお、入札書には下記の事項を記載・押印してください。
 - ① 入札日
 - ② 所在地（住所）（入札参加資格申請の際に届けている本社や受任先の支店等の所在地）
 - ③ 商号名（業者名）
 - ④ 代表者職氏名（入札参加資格申請の際に届け出ている代表取締役や受任先の支店長等）
 - ⑤ 使用印鑑（入札参加資格申請の際に届け出ている印影）
 - ⑥ 入札件名
 - ⑦ 入札金額（消費税及び地方消費税抜きの金額）
 - ⑧ その他特に条件がある場合、その条件の事項
- (3) 郵送期間終了後の入札書の書換え、引換え又は撤回はできません。

5 入札の辞退

入札を辞退される場合は、辞退理由（「都合により」等のあいまいな表現は避け、具体的に記入してください。）を明記した辞退届を提出していただきます。辞退届の提出が入札時間までに間に合わない場合は、必ず入札日の前日までに調達契約課の事務担当者までご連絡ください。

辞退を理由として以後の入札について不利益な扱いを受けることはありません。

6 再度入札

- (1) 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行います。
- (2) 再度入札において、その前回の入札が無効とされた者は、除くことがあります。(入札参加者心得第11条第2項)
- (3) 再度入札の回数は、原則として**1回**を限度とします。

再度入札を行う場合は、開札後すみやかに再度入札の日時、入札書の郵送到着期限、最低価格を入札参加業者にお知らせいたしますので、市が指定する到着期限までに当初の入札と同様の方法で、入札書を郵送してください。なお入札書には下記の事項を記載・押印してください。

- ① 入札日(再度入札日)
 - ② 所在地(住所)(入札参加資格申請の際に届け出ている本社や受任先の支店等の所在地)
 - ③ 商号名(業者名)
 - ④ 代表者職氏名(入札参加資格申請の際に届け出ている代表取締役や受任先の支店長等)
 - ⑤ 使用印鑑(入札参加資格申請の際に届け出ている印影。社印、代表者印の両方を使用印鑑として届け出されている場合は、必ず両方の印影が必要です。)
 - ⑥ 入札件名
 - ⑦ 入札金額(消費税及び地方消費税抜きの金額)
 - ⑧ その他特に条件がある場合、その条件の事項
- (4) 再度入札を辞退される場合は、2回目の入札を辞退する旨の辞退届(再度入札の日時等の連絡の際、様式を添付します)を提出してください。なお、辞退届の提出については、持参又は普通郵便で構いません。

7 くじによる落札者の決定

落札となるべき価格の入札をした入札参加者が2者以上あるときは、原則として開札当日に当該入札者によるくじ引きを行い落札者を決定します。

なお、くじ引きを辞退することはできません。くじ引きに応じない入札参加者があるときは、入札事務に関係ない本市の職員が代理でくじ引きを行います。その結果に対して異議の申し立てはできません。

8 入札の無効

- (1) 四日市市契約施行規則第13条及び入札参加者心得第9条に該当する入札は、無効になりますのでご注意ください。
- (2) 開札後、下記に該当すると判断されるときは、落札結果公表前に当該入札参加者に口頭でその旨を確認し、錯誤であると判明したときは、無効として取り扱うものとします。なお、錯誤無効を再度入札及び指名の判断基準に適用しないものとします。
<民法(明治29年法律第89号)第95条に該当する錯誤>
 - ①一桁誤り
 - ②単位誤り(単価と総額、単位、数量)

その他、入札執行上の手続きについて不明な点がありましたら、あらかじめ下記までお問い合わせください。

四日市市役所 調達契約課
TEL (059) 354-8124

封筒記載例

5 1 0 8 6 0 1

四日市市諏訪町1-5

四日市市役所 調達契約課 行

入札書在中

入札日	(例)令和2年5月10日
入札時間	(例)午後2時00分
件名	(例)〇〇〇〇業務委託

入札者	住所	(例)四日市市諏訪町1番5号
	氏名	(例)四日市調達株式会社 代表取締役契約太郎